

論点 2 法的検討も要する公報のあり方

1. 公報発行の経緯

(1) 公報発行関連規定の変遷

最初に発行した公報は明治 20 年の訓令により発行した「商標公報」であるとされている。その後、明治 21 年に特許条例において特許発明明細書及び特許公報の印刷発行が法律に定められた（なお、当時は「特許公報」のほかに「特許発明明細書」も発行されていた。）¹。

その後、大正 10 年法では、特許に関し異議申立て制度²、及びそれに伴い公告制度（特許法第 73 条）が導入された。当該制度において、審査官は出願の拒絶の理由を発見しないときは出願公告をなすべきものと決定すべきこととされ、出願公告の決定があったときは出願年月日、発明者の氏名、出願人の氏名（名称）、住所及び出願の要旨を特許局が特許公報に掲載して出願公告をなすべきものとされた。また、特許局は出願公告と同時に出願書類及びその付属物件を公衆の閲覧に供すべきこととされた。

従前からの公衆への提供情報を引き継ぐ形で昭和 34 年法において、特許公報、登録実用新案公報、意匠公報、商標公報の発行が法律上定められるとともに、商標法においても公告制度が導入された³。

その後、昭和 45 年法では、「審査遅延により、出願された発明の内容が長期間公表されず、そのため、企業活動を不安定にし、また重複研究、重複投資を招いているという弊害を除去すること」を目的として、特許における公開制度が導入され、公開公報が発行されることとなった⁴。当該公開制度は、出願公開後の補償金請求権（特許法第 65 条 1 項）等の法的効果を有している。

¹ 意匠に関しては、独立した意匠公報の発行は昭和 8 年法からであるが、それまでは「特許公報」等に意匠登録の内容等が掲載されて発行されていた。

² 「特許される出願に対し第三者に異議を申立てる機会を与えるために、出願公告制度及び異議申立制度が採用された。（略）出願公告があったときは何人といえども出願公告の日から 2 ヶ月以内に特許局に理由を記載した異議申立書を提出することにより特許異議の申立てが出来ることとし、また利害関係人は特許異議の決定があるまでその特許異議に参加できることとして公衆審査制度を取り入れることとした。」（特許庁編『工業所有権制度百年史上巻』（発明協会、昭和 59 年））

³ 公告制度は、（権利付与前の）異議申立制度廃止にあわせ、特許については平成 6 年法、商標の公告制度廃止は平成 8 年法において廃止されている。

⁴ 商標に関しては、平成 11 年法により、商標登録出願から設定登録までの間の第三者の不正使用に対する金銭的請求権（商標法第 13 条の 2）の導入に伴い、出願公開制度が導入された。

また、PCT 加盟に伴い、昭和 53 年法で国内公表が法定化され、公表特許公報を発行することとなる。さらに、直近では、平成 26 年法により、特許の異議申立制度が導入に伴い、異議申立てが公報の掲載項目とされた。以上のとおり、新たな制度導入等に伴い、必要な事項については公報で発行する内容の法改正がなされている。

(2) 住所掲載規定の変遷

住所については、法律上の掲載事項として明記されていない時期もあったものの、明治以降の各公報等において、権利者氏名とともに原則公開されている。すなわち、権利の公示に関連する情報として、公衆が権利者の住所を把握することが可能な状況にあった。

現行規定の基礎を築いたのは、昭和 34 年法であるが、公告段階及び登録段階では出願人の住所や特許の発明者の住所等が掲載事項として明記され、その後の法改正においても、登録系公報においては、出願人（権利者）及び発明者等の住所の公報への掲載が法律上明記されている⁵。

また、公開系公報については、前述のとおり昭和 45 年法において、特許・実用新案に関し出願公開制度が導入されたが、その際出願人及び発明者の「住所又は居所」が公報掲載事項（特許法第 64 条）となり、現在に引き継がれている。商標においても、平成 11 年法に基づく公開公報発行開始時から現在に至るまで出願人の住所又は居所が掲載されている。

2. 現 状

現状について、「情報の提供」及び「情報の利用」の 2 つの視点から整理する。

2. 1 公報の発行等情報提供の側面からみた現状

(1) 公報発行

現在、特許庁においては特許法等の規定に基づき、公報をインターネットを通じて電子ファイルとして何人にも無償で提供している。

法令上は、四法別にそれぞれ特許公報、登録実用新案公報、意匠公報、商標公報のみが規定され、これに必要な内容を掲載して発行することとされている。しかし、各根拠条文に規定される内容が多様であるため、ユー

⁵ 大正 10 年法と昭和 34 年法を比較した場合、大正 10 年法では発明者の住所の掲載は法定事項ではなかったが、昭和 34 年法では発明者の住所が法定事項となっている。この点については、特許庁編『新工業所有権法逐条解説（昭和 34 年）』（発明協会、昭和 34 年）では、「従前運用において行ってきたことを規定したまでのもの」と記載されている（第 125 頁）。

ザーの情報入手の利便性等に鑑み、公報に掲載する内容に応じた法律上の名称とは異なる公報名称を付して対応しているのが実態である。

①発行の現状

各公報は、原則として公開公報（特許）は毎週木曜日、特許公報は毎週水曜日、登録実用新案公報は毎週木曜日、意匠公報は毎週月曜日、商標公報は毎週火曜日、公開商標公報は毎週木曜日に発行されており、審決公報、その他の特許庁公報は月1回発行している。なお、現在発行している各公報については図1のとおりであり、平成27年4月以降はインターネットで発行している。

公報名称	収録公報種別	発行頻度	根拠法令
公開公報	公開特許公報・公表特許公報 再公表特許・公開実用新案公報	原則週1回(木)発行	(特)第64条 第193条第2項3号 第184条の9第1～3項、第7項 等
特許・実用新案公報	特許公報 実用新案登録公報	原則週1回(水)発行	(特)第66条第3項、 特許法施行規則第29条
登録実用新案公報	登録実用新案公報	原則週1回(木)発行	(実)第14条第3項 第14条の2第12項
意匠公報	意匠公報 協議不成立意匠出願公報	原則週1回(月)発行	(意)第20条第3項、 第20条第4項、 第66条第3項 等
商標・商標書換登録公報	商標公報 商標書換登録公報	原則週1回(火)発行	(商)第18条第3項 附則第12条第4項
公開・国際商標公報	公開商標公報 公開国際商標公報・国際商標公報	原則週1回(木)発行	(商)第12条の2第1～2項、 第75条第2項第3号 等
審決公報	審決公報・決定公報・再審公報 判決公報・判定公報	原則月1回 最終(金)発行	(特)第193条第2項 (実)第53条第1～2項 (意)第66条第2項第2号、同第4号 (商)第75条第2項第6～7号 等
特許庁公報	審査請求・技術評価書請求リスト 特許・実用新案拒絶査定、出願放棄・取下・ 却下リスト 商標拒絶査定、出願放棄・取下・却下リスト 商標目録 公示号	原則月1回発行 〔「商標拒絶査定出願 放棄・取下・却下リス ト」は原則3月毎に1 回発行〕	(特)第48条の5第1項、第67条の2第6項、 第193条第2項 (実)第13条第1項 (意)第68条第5項、第66条第2項1～3号 (商)第23条第3項、第77条第5項、 第75条第2項第4号 等

* 根拠法令における各記号（特）：特許法、（実）：実用新案法、（意）：意匠法、（商）：商標法

図1 発行している公報一覧

②公報として情報提供すべき内容に関する規定

各国特許庁が発行する公報に関する国際ルールとしては、パリ条約第 12 条⁶が掲げられる。同条によれば「定期的な公報」を発行することを求めるとともに、これに掲載する最低限の内容としては、1) 特許権者の氏名及びその特許発明の簡単な表示、2) 登録された商標の複製である旨明記されている。また、公報への掲載は求められていないものの、発明者には発明者名誉権（パリ条約第 4 条の 3⁷）がある旨明記されている⁸。

我が国国内法においては、パリ条約上義務づけられている事項のみならず、「出願情報の公開」と「権利の公示」の観点から多様な情報を盛り込んでいる。

また、個人情報については、特許庁は、特許法等に基づき、発明者及び出願人の氏名、住所等の情報を取得している。また、これらの個人情報は特許法第 64 条等に基づき、公報において公開すべき項目と定められており、公報等を通じて公開されることとなる。そのため、特許庁ホームページにおいて、個人情報の利用目的を明示⁹している。なお、行政機関個人情報保護法では、行政機関が個人情報ファイルを保有した場合には、一部の例外を除き、帳簿を公表しなければならないこととされていることから、総務省が作成している個人情報ファイル簿にも登録している。

⁶ パリ条約第 12 条 (1) 各同盟国は、工業所有権に関する特別の部局並びに特許、実用新案、意匠及び商標を公衆に知らせるための中央資料館を設置することを約束する。

(2) (1)の部局は、定期的な公報を発行し、次に掲げるものを規則的に公示する。

(a) 特許権者の氏名及びその特許発明の簡単な表示

(b) 登録された商標の複製

⁷ パリ条約第 4 条の 3 発明者は、特許証に発明者として記載される権利を有する。

⁸ 日本においては、現在、発明者の氏名及び住所又は居所を特許公報及び特許証（特許法第 28 条）に掲載している。しかし、各国の運用をみる限り、発明者の住所までを掲載することは国際スタンダードとなっているものではない。また、「パリ条約講話 第 12 版」（発明推進協会、平成 14 年）第 241 頁）でも、「発明の保護に関し、発明者である被用者に関して生ずる実際上の問題において発明者の利益のため、発明者の氏名が特許証に表示されるという人格権を認めたもの」と記述されていることから、氏名の掲載が重要である。

⁹ 特許庁 HP には、出願に係る個人情報の利用目的として、「特許庁が保有する個人情報は、特許法等の規定に基づいて、産業財産権の審査・審判・登録に関する事務に利用される他、公報に掲載される情報、閲覧可能な書類に含まれる情報及びその他産業財産権関連情報として、インターネットを含む様々な媒体を通じて提供され、民間部門において利用されます。」と記載されている。

(2) その他の情報提供について (図 2)

① 法律に基づく情報提供

公報以外の形式による、特許庁からの対外的な情報提供手段として、特許法 186 条等に規定される閲覧制度がある。当該制度においては、「誰でも一定の手数料を納付すれば特許に関する証明等の請求をすることができる」¹⁰とされている。具体的には、1) 特許庁へ提出等された書類（出願書類、審判請求書等の審判書類、登録申請書等）、2) 特許庁が発送した書類（補正指令書、拒絶理由通知書、審決書等）、3) 庁内書類の一部（面接記録、早期審査報告書等）、4) 登録原簿（特許権等の設定、移転、消滅、質権の設定等を登録する書類）を誰でも閲覧し又は証明の交付を受けることができる¹¹。なお、書類の閲覧又は証明の交付を受けるにはすべて手数料が必要である。

公報に掲載された情報は、あくまで公報発行時点の情報であり、住所の変更などのその後の変更には対応していないのに対して、閲覧制度を利用した場合に得られる情報は、その時点の最新の情報が入手できる。そのため、最新の住所等の情報を取得するためには特許法第 186 条等に規定される閲覧制度を利用し情報を入手する必要がある。

② その他の提供情報

特許庁は、特許情報の利用を促進するために、公報により公開された情報やこれを補完する情報を、INPIT や民間サービス事業者にもデータとして提供している。具体的には、特許庁から民間サービス事業者に対して提供している「整理標準化データ」、INPIT が J-PlatPat において提供している照会サービスである「審査書類情報照会」、「経過情報照会」等のサービスがある。後者については、各種情報を比較的容易に確認することができ、その利便性が高いことから、我が国では容易に得られる特許情報を確認するための手段として有効に活用されている。

¹⁰ 特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 19 版〕」（発明推進協会、平成 24 年）第 561 頁

¹¹ 手数料について、例えば「ファイル記録事項の閲覧請求」はオンライン 600 円・書面（窓口）900 円、及び「ファイル記録事項記載書類の交付」はオンライン 1,000 円・書面 1,300 円となっている。

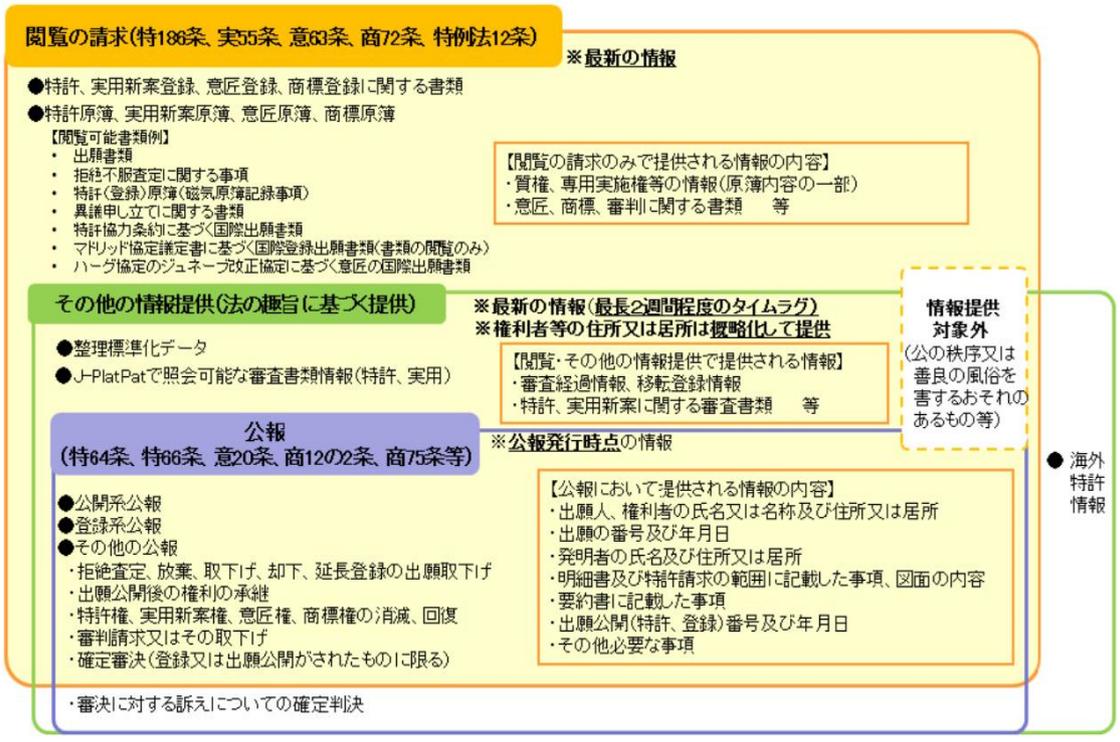


図 2 - ① 情報提供の比較 (提供内容)

種類	費用	提供方法
閲覧の請求	有料	オンラインまたは書面での請求に基づき提供
公報	無料	インターネットによる提供(ユーザーの請求手続き不要)
その他の情報提供	無料	インターネットによる提供(ユーザーの請求手続き不要)・外国庁とのデータ交換 等

図 2 - ② 情報提供の比較 (提供方法)

2. 2 公報に掲載された情報の利用形態の側面からみた現状

(1) 特許情報全般の活用

一般的には、インターネット公報により発行される「公報」をもとにした公報情報を検索できるインターネットサービス (J-PlatPat やデータベース提供業者によるオンライン検索サービスなど) を通じ、主として以下のように利用されている。

① 公開系公報による出願内容の確認

重複出願や重複研究等の回避、また最新の技術情報を把握し、新技術の研究や新事業への展開・創作の参考とすることなどが可能。

② 登録系公報による権利内容の確認

権利者が取得した権利範囲を第三者に明示することにより、ライセンス等の権利の活用の促進などが可能。利用者の立場からは、これ

らの情報を上手く活用することで効果的に研究等に投資をすることや権利侵害を予防することが可能。

(2) 特許公報に掲載されている個人情報の活用

ヒアリングやアンケート調査においては、以下①～③のような場面で、個人情報を活用していることが明らかとなっている。

なお、アンケート調査¹²の速報結果によれば、公報に掲載されている住所の利用頻度については、「利用したことがない」と約 8 割が回答しており最も多い結果となっている（図 3）。さらに「利用したことがある」と回答した者の利用頻度は「数年に 1 回」との回答が多く、利用頻度は少ない。また、利用目的として最も多いのは「特定の発明者・出願人を抽出するため」となっている（図 4）。

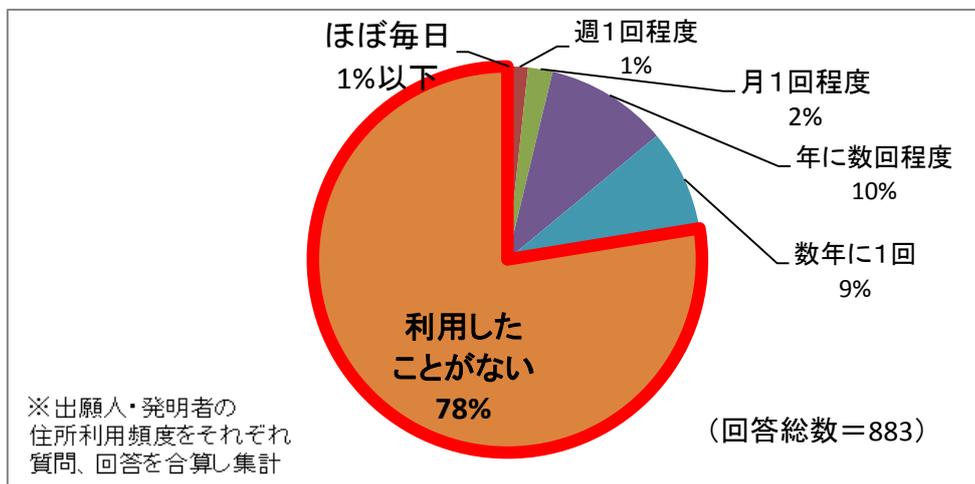


図 3 公報に掲載される住所の利用頻度アンケート結果（速報値）

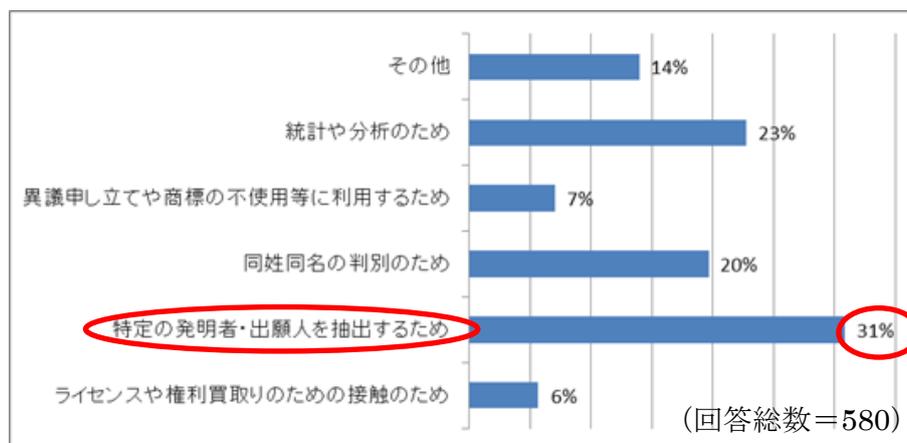


図 4 公報に掲載される住所の利用目的アンケート結果（速報値）

¹² 「平成 27 年度特許情報提供サービスの現状と今後に関する調査」（特許庁）

① 権利の所在の確認

設定登録により権利が発生する特許権等は、他人による発明の実施を排除し、許可なく実施又は使用をした者に対して行為の差止や損害賠償を請求することができるなどの効力を有する権利である。そのため、何らかの形で、第三者が権利の所在を確認するための手当が必要である。

さらに、特許出願が公開されると、特許出願人は、他人による発明の実施に対して補償金請求権を有することになる。また、出願公開以降、特に権利化後において、自社の製品が発明の実施に当たる場合又はその可能性がある場合には、出願人や権利者に連絡をして、ライセンスの許諾を求めることが可能となる。

② 他社の出願又は特許の、拒絶理由又は無効理由の確認

出願人、発明者の氏名等は、出願又は特許が、拒絶理由又は無効理由（冒認出願¹³、拡大された先願の地位（特許法第 29 条の 2）、先後願（特許法第 39 条）等）を有するか否かを確認するために必要となる場合がある。そのため、特許庁への情報提供、無効審判請求等のために重要な役割を果たしている。

③ 各種調査における活用

大学等の研究者や民間企業においては、技術・権利内容と出願人名や発明者名とを関連づけた調査（「技術動向調査」や「特許マップ作成」を含む。）を実施し、技術力・知財力の比較検討などの統計調査に利用することがある。また、企業の民間部門においては、上記①及び②の利用方法に加え、他社（発明者を含む。）の出願・権利化情報をモニタリングするための情報として個人情報を活用することがある。

このような活用方法は、発明の利用を通じた国の経済産業政策の立案や企業等における知財戦略の立案（効率的な出願や知財管理を含む。）に資するものである。しかし、住所の番地に関する情報までを利用せずとも、目的を達成できる場合が多い。

¹³ その発明について特許を受ける権利を有していない者が特許出願人である出願のこと（特許法第 49 条第 7 号）。

3. 論 点

第1回の小委員会においては、公報の今日的なあり方について検討することとされたところ。現時点において、法的検討も要する課題としては、以下の2点（（1）公報における住所掲載のあり方、（2）公報における情報提供のあり方）があげられる。

<第1回の小委員会資料（抜粋）>

公報を巡る歴史は長く、出願や権利に関して必要な事項を一般公衆に提供してきたところである。氏名、住所等の個人情報についても独占的排他権である産業財産権の権利主体の所在を特定する等の視点から従前より掲載されてきた。

しかしながら、昨今のインターネットの爆発的普及により情報の入手と拡散が、全国的・全世界的に行われる現状に鑑み、公報として提供している情報について、個人情報の保護や、必要な情報へのアクセス手段の確保・国際ルールとの整合性等に留意しつつ、今日的なあり方（公報における住所掲載の問題等）について検討が必要ではないか。

3. 1 公報における住所掲載のあり方

第1回小委員会では、インターネットの普及による公報入手の利便性が向上した中で個人情報保護を強化する必要性が高まっていることに鑑み、住所概略化に向けた検討を進めていくことについては、大筋の合意がみられたところ。かかる方針については、①仮に住所を概略化しても、前述の閲覧制度等と相俟って権利の公示という国内法上の目的が達成可能であり、また、国際条約等との関係でも問題は生じないこと、②2. 2.（2）に記載した利用目的に照らしても、第三者がライセンスを受けたい場合の連絡先情報は閲覧制度等を活用して入手することができ、また、各種調査目的に使用する場合には、住所の全表記が必要とされないケースが多いことから、妥当性を有するのではないか。

また、小委員会においては、論点の検討にあたっては、「（公報として情報提供する）必要性と法律上の意義（国際ルールを含む。）」、「情報を活用するユーザーの利便性の確保」、「インターネットで情報を提供することによる弊害」¹⁴等が、本件を判断する上での材料として重要との指摘があった。さらに、委員からの御紹介もあったとおり、インターネット版「官報」をはじめ

¹⁴ 「平成27年度特許情報提供サービスの現状と今後に関する調査」のアンケート結果（速報値）によれば、公報に住所が掲載されることについて、約1/4の回答者が「(DM送付等の)影響があった」と回答している。

として、国や関連機関がインターネットにて情報提供する大規模な個人情報
を有するサービスにおいて、長期間無料で個人名から住所等の個人情報を検
索できるサービスは存しない¹⁵。

以上の点も踏まえ、今後、以下の 3 点について検討を進めるとともに、当
該方針に沿って実施可能なものから順次対応する必要があるのではないか
¹⁶。

論点①：個人情報保護の観点からは、「個人」の住所のみを概略化すべき
か否かを検討すべきではないか。

仮に、「個人」のみを対象とすることとした場合について、

論点②：法律上の意義等に鑑みれば、「出願人・権利者」と他の者とを同
一に論ずるべきではないのではないか。

論点③：選択制を導入すべきか否かを検討すべきではないか。仮に選択制
を指向するとしてどのような方法が現実的か。

具体的な概略方法については、個人情報の保護の視点、情報利用者による
同一性の特定との視点、公報として統一性をもって発行できる視点¹⁷を勘案
しつつ、「都道府県名」までとするか「市町村名」までとするか等住所が海
外の場合も含め、特許庁において継続的な検討が必要ではないか。

<論点①（概略表記の対象：個人・法人の区別）について>

A 案：「個人」のみを概略表記の対象とする

B 案：「個人」「法人」を問わず概略表記の対象とする

（考え方）**A 案が適切**ではないか。

○今回の検討の契機の 1 つは、個人情報についての悪用やその懸念につ
いての問い合わせが少なくないことであり、住所掲載による弊害が生
じているのはあくまで個人である。その点、個人情報保護法制は、あ

¹⁵ 官報情報については、破産事件における債務者の情報や日本国への帰化が許可された者
の情報等が掲載されており、掲載日から 30 日間が無料であるが、その後は利用申込みを行
い ID/パスワードを入手した者のみが有料で入手できる（独立行政法人国立印刷局）。また、
登記情報については、不動産所有者の情報等が含まれるが、有料での利用となる（一般財
団法人民事法務協会）。

¹⁶ なお、公報における住所表記を概略化するためには法律改正が必要であり、発行した公
報の事後的な変更には慎重であるべきことから、過去に発行した公報に掲載した住所への
対応は想定していない。

¹⁷ 海外の住所の概略表記に関しては、他国の公報をみると、掲載されている住居の表示レ
ベルにはばらつきがみられる。

くまでも「個人」に関する情報を対象としている点からも正当性がある。

- 事業者であっても、個人事業主の場合には、個人と同様に、プライバシーなどへの懸念が生じ得る。しかし、特許等の出願にあたっては「個人名」でなされるため、概略表記の場合には個人と同様の取り扱いとされる。
- なお、法人については、会社法等に基づき、所在地を含む商業・法人登記が必要となり、これを誰でも閲覧可能であるという点からも、概略表記としないことについて合理性がある。

<論点②（出願人・権利者等の住所の概略表記方法）について>

（「個人」の住所概略化を念頭においた上で、）

A案：概略表記の対象となる全ての住所を同一方法で概略表記する

B案：「出願人・権利者」についてのみ概略方法が異なることも検討課題とする

（考え方）B案が適切ではないか。

- 「出願人・権利者」については、法律的にみると、「権利者」は、独占的排他権としての特許権等を保有し、差止請求権（特許法第 100 条等）等を有している。また、「出願人」についても、出願公開後（公開公報発行後）の補償金請求権（特許法第 65 条）等の権利を有する。
- 以上の点からは、「出願人・権利者」については、発明者等よりは概略表記の水準を落とすこと（例えば、発明者等を都道府県までとし出願人・権利者は市町村までとすること等）も検討すべきではないか。ただし、公報に掲載される住所は、あくまでも公報発行時点の内容であり、最終的には書類の閲覧等により確認が必要な点に留意すべきである。
- なお、実務上は、特定の出願人を抽出するため等に住所が利用されるケースもあるが、これは住所を全表記しなくても実現可能である。

<論点③（選択制の導入）について>

（「個人」の住所概略化を念頭においた上で、）

A案：「全表記か概略表記かの公報発行前選択制」を導入する

B案：公報上は全て概略表記とするが、ライセンス交渉に必要な権利者等の連絡先の公開や情報入手に関する制度の周知強化策及び利便性向上策を特許庁で検討する

(考え方) B案が適切ではないか。

- 出願人・権利者においては、ライセンスによる事業展開を検討しているケースもある。このような者は、第三者からのアクセス容易性を確保するために、住所の全表記の公開を希望する場合も想定され、これに対応するために選択制を導入することも検討課題となる。
- 公報発行前の選択制を導入する場合には、住所が全表記された時点で個人情報公開されるため、出願人の選択ミス等があった場合には、個人情報保護への弊害を完全には除去できない。
また、公報は、発行時点において、日付と内容を確定する機能を有していると考えられるため、その点からすると、一度公報として発行された内容を、出願人等の事情変化に応じ事後的に対応することについては慎重にすべきである。
- 他方で、ライセンス等の権利活用を促進することは、特許法の法目的(第1条)にもある「発明の」「利用を図る」観点からも重要である。この点については、①ライセンサーとなる権利者の立場からは、特許をライセンスする意思を表明するための手段が必要であり、また、②ライセンシーとなる第三者の立場からは、最新の連絡先を入手する手段が必要となる。前者については、開放特許情報データベース¹⁸等の活用、後者については閲覧制度が活用可能である。しかし、住所概略化された場合には関連制度の利用の増加が見込まれるため、権利者及び利用者双方に対する周知強化や関連制度の利用の利便性の向上を図るべきではないか。

3. 2 公報における情報提供のあり方

公報に掲載すべき事項に関し国際ルールとして義務づけられているのは、パリ条約第12条により定められている事項(「特許権者の氏名及びその特許発明の簡単な表示」及び「登録された商標の複製」)である。日本においては、これに加え①「出願情報」を一般に提供することで重複投資を防止し効率的な投資を促す「出願の公開」¹⁹、及び②各権利の範囲を示す「権利情報」を一

¹⁸ インターネット上で、企業、大学、研究機関等の開放特許を一括して検索できる無料の情報サービス。直接コンタクトを可能とするよう連絡先(例:住所、電話番号、E-mail)も明記されているが、個人については個人情報保護の観点から連絡先の掲載は任意としている(本人の意志により掲載したい者のみ連絡先を掲載)。

<http://plidb.inpit.go.jp/PDDB/Service/PDDBSERVICE>

¹⁹ 出願系公報を巡る情報や今後のあり方に関しては、特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「出願公開制度に関する調査研究報告書」(一般社団法人知的財産研究所、平成27年)参照。

般に提供することで紛争の回避に資するとともにその活用を促す「権利の公示」の 2 点を主な目的として、公報が発行されている。

実際に発行されている公報の中には、拒絶査定リストなど出願の公開や権利の公示よりも経過情報の提供の役割を果たしている公報や、法律上公報掲載が求められていない情報²⁰を含んだ公報などが含まれている（図 5）。インターネットでの特許情報の利用が一般化した現状等に鑑み、効率的かつ効果的な情報提供手法を検討すべきではないか。あわせて、整理標準化データのように法の趣旨に基づき民間サービス事業者に提供されている情報の取り扱いについても、再度情報提供の考え方を整理すべきではないか。

法区分	公開系公報	登録系公報	その他公報
特許	公開公報	特許公報	審決公報 審査請求リスト(特許) 拒絶査定、出願放棄・取下・却下リスト(特許) 公示号
実用新案	登録実用新案公報		審決公報 技術評価書請求リスト(実用新案) 公示号
意匠	-	意匠公報	審決公報 協議不成立意匠出願公報 公示号
商標	公開・公開国際商標公報	商標公報	審決公報 拒絶査定、出願放棄・取下・却下リスト(商標) 商標目録 公示号

図 5 四法と主な公報の情報区分との関係（第 1 回資料再掲）

<論点④（その他公報として発行すべき情報の精査）について>

A 案：（住所の概略表記を除き）現状を変更しない

B 案：公報として発行すべき情報を今後特許庁で精査する

（考え方）B 案が適切ではないか。

○公報として発行することが法律で明記されている情報には、紙媒体で発行していた時代には情報を入手する手段が限定的であったために公報として情報提供することが必要であった情報も含まれている。しかし、現在は、審査経過情報などの特許庁保有のデータは、整理標準化データとして無料で提供されており、J-PlatPat のみならずインターネット上の情報提供サービスを利用して迅速に情報を照会するこ

²⁰ 具体的には、①日本語でされた国際特許出願に係る情報（特許法第 184 条の 9 第 5 項関連）、及び②出願公開前に特許掲載公報が発行された出願に係る情報（特許法第 64 条関連）については、法的義務はないが利用者の利便性に配慮し、公報に掲載されている。

とが可能である。そのため、時代に即した公報として提供する情報を精査すべきである。

- 精査にあたっては、公報として発行されている情報の今日的な意義、利用実態などを分析した上で、進めるべきではないか。
- その際、出願人・権利者又は第三者の利便性の高い手法で迅速な情報提供を確保することが重要ではないか。

以上